農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第３条）

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第３条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

１　許可申請書の提出期限

毎月１日（１日が土・日・祝日に当たるときは、休日あけの日となります。）

２　提出書類

○農地法第３条の規定による許可申請書（様式第１－１号（その１））……　２部
○　　〃　　（様式第１－１号（その２））……　１部
○　　〃　　（様式第１－１号（その３））……　１部

３　添付書類（各１部）

	書　類　名	ﾁｪｯｸ欄	備　考
1	周辺見取図		申請地周辺の土地の利用状況の概要が確認できる図面
2	公図写し		申請地及び隣接地の地目、地番、地積、所有者氏名を表示すること。 なお、次例の証明がなされていること。 （証明例）この公図写しは宇都宮地方法務局〇〇支局備付け公図（公図番号〇〇）を謄写したものに相違ありません。 〇年〇月〇日謄写　謄写者　住所　氏名　㊞
3	土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）		
4	相続関係系図、戸籍又は除籍謄本、相続放棄申述受理謄本等		土地の登記事項証明書に記載されている所有者名義人と申請者が異なる場合
5	法人の登記事項証明書		申請人が法人の場合（市町、独立行政法人を除く。）農業生産法人等の場合は、左の他、規則第１０条第２項第３号、第４号、第５号、第７号、第８号に記載されている書類のうち該当するもの
6	定款又は寄附行為の写し等		
7	契約書の写し		法第３条第３項の規定の適用を受けて許可を受けようとする場合
8	所有者の同意 （様式第１－３号）		農地等を賃借等している者が賃借権等を移転、転貸する場合
9	単独申請行為該当事由を証する書類		単独申請（連署しないで申請書を提出）する場合
10	耕作証明書、住民票		譲受人が申請地所在市町村外の居住者の場合
11	通作経路を示す図面		
12	その他参考となるべき書類 ・営農計画書 ・損益計算書の写し ・総会議事録の写し ・代理人申請の場合、委任状・確認書 など		許可権限者が必要と認めて提出を求めたもの 譲受人等が代理人に申請手続を委任する場合は、委任状・確認書を添付すること。
	・土地の評価証明書 ・使用貸借契約書 ・後継者の住民票		経営移譲年金の受給、再設定の場合

矢板市農業委員会事務局
ＴＥＬ：０２８７－４３－６２２０
ＦＡＸ：０２８７－４４－３３２４
E-mail：nougyouiinkai@city.yaita.tochigi.jp